

兵ト発第 76 号

公告第 617 号

## 公 告

### 任意継続被保険者にかかる標準報酬月額の上限について

健康保険法第47条2項ただし書きに規定する当健康保険組合の令和6年9月30日における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は、つぎのとおりであるので公告する。

記

標準報酬月額 380,000円 日額 12,670円

この標準報酬月額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する。

令和7年3月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 高 章